

重 要

マイナンバー通知カードについて ～ 厳重保管のお願いと個人番号カード申請のお勧め～

平成28年1月よりマイナンバー制度がスタートすることになりました。

マイナンバーとは、住民票を有するすべての国民に1人1つずつ付与され、社会保障、税、災害対策といった分野で活用される番号のことです。

これに先立ち平成27年10月から住民票に記載されている住所に各市区町村からマイナンバーの通知カードが簡易書留郵便で送られる予定です。

この通知カードは今後、皆さんの生活において非常に重要なものとなりますので、破棄することなく、厳重に保管するようにしてください。

マイナンバーは今後の社会保険の手続きや、平成28年1月1日以降に提出する申請書・届出書、28年度分より年末調整、確定申告などで必要になります。今回郵送される通知カードを大切に保管していただくようお願い申し上げます。

【事業主（納税者）の方の個人番号カード申請のお願い】

今回の通知カード郵送の際には、「個人番号カードの交付申請書」が同封されます。

個人番号カードとは、マイナンバーが記載された顔写真入のICカードです。

今回同封される交付申請書に顔写真を添付し、返信すると後日、市区町村の窓口で個人番号カードが交付されます。

初回交付については手数料が必要なく、今後身分証明書として様々な場面で活用されることとなりますので、できればこの機会に個人番号カードの申請を行うようお勧めいたします。

※別紙のマイナンバー一覧表をご記入し、

通知カード（個人番号カード）と共に大切に保管して下さい。